

ご契約についてのしおり

各土地改良区様

保険期間 : 2021年4月1日~2022年4月1日

保険契約者 : 大分県土地改良事業団体連合会

被保険者 : 本ご契約を申込まれた各土地改良区

(保険の補償を受けられる方)

1. 農業用排水路等の賠償責任保険 (注)							
保険の内容		メリット		保険金を支払う事故の具体例			
農業用排水路、道路、溜池等の所有者あるいは、管理者である市町村土地改良区等が、用排水路、溜池、道路等の管理上の欠陥等により、第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことによって負担する損害賠償金や、その他応急手当、訴訟費用などを支払う保険です。 <u>但し、施設からの用水等の排出・流出・溢出または漏出に起因する損害に対しては保険金を支払いません。</u>		1) 高額な賠償請求に対処できます。 2) 一般住民の権利意識の高揚に伴い財務防衛と安全策の一環として利用できます。 3) 保険会社の承認を得て支出した、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に関する費用が保険金として支払われます。		1) ガードレールが壊れていて、自動車が用排水路に転落。 2) 用排水路のガードネット設置に不備があり、子供が転落し負傷。 3) 溜池のさくが壊れていて、子供が転落して負傷 4) 舗装道路に生じた穴に、二輪車の車輪が落ちて転倒して負傷。			
てん補限度額と年間保険料							
種 類	身体賠償		財物賠償の てん補限度額	1事故あたりの 自己負担額	1 kmあたりの保険料 (2021年4月1日から2022年4月1日までの保険料)		
	1名あたりの てん補限度額	1事故あたりの てん補限度額			溜 池	用排水路	道 路
1号型	2,000万円	1億円	1,000万円	1万円	12,244.40円/km	6,947.49円/km	6,314.40円/km
2号型	2,000万円	1億円	5,000万円	1万円	13,067.60円/km	7,036.194円/km	6,435.36円/km
3号型	3,000万円	1億円	1,000万円	1万円	13,266.40円/km	7,669.365円/km	6,768.00円/km
4号型	3,000万円	1億円	5,000万円	1万円	14,089.60円/km	7,758.069円/km	6,888.96円/km
5号型	3,000万円	3億円	1,000万円	1万円	13,938.00円/km	8,143.74円/km	8,693.28円/km
6号型	3,000万円	3億円	5,000万円	1万円	14,761.20円/km	8,232.444円/km	8,814.24円/km
※用排水路にはパイプライン (地下部分のみ) を含む ※ため池はため池の外周の距離							

(注) 「農業用排水路等の賠償責任保険」とは賠償責任保険普通保険約款 (企業用) に「施設所有管理者特約」を付帯した賠償責任保険です

(注) 1 kmあたりの保険料 詳細は別紙添付

主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）：

- ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ・ 地震、噴火、洪水もしくはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
被保険者が所有、使用、管理する財物の滅失、き損または汚損につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対し負担する賠償責任
- ・ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ・ 被保険者と他人との間に賠償責任に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・ 施設からの用水等の排出・流出・溢出または漏出に起因する賠償責任
- ・ 用排水路の内、地下部分以外のパイプラインに起因する賠償責任

（保険契約申込書および保険証券添付の「施設賠償責任保険追加免責特約」によります。）

農業用施設賠償責任保険の保険料（用排水路・道路）の計算方法

※計算方法が身体分と財物分をそれぞれ分けた単価を計算して、合計するようになりました。

（例）用水路1号型の場合

総延長（注）（km）×上記の保険料＝保険料（1円単位を四捨五入し10円単位とします）

総延長 ÷ 1,000 × kmあたり保険料 = 保険料

1,434m ÷ 1,000 × 5,896.80円（身体単価） = 8,456.01（1円単位を四捨五入） ≒ 8,460円（身体）

1,434m ÷ 1,000 × 417.60円（財物単価） = 598.84（1円単位を四捨五入） ≒ 600円（財物）

8,460（身体）+600（財物） = 保険料合計 9,060円

（注）ため池の場合は外周の距離にて計算

2. 土地改良施設管理活動中の傷害総合保険

保険の内容	申込み	保険金を支払う事故の具体例
土地改良施設の管理に従事する人が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った時に支払う保険です。	申込みは連合会会長による一括申込み扱いとなりますので、保険会社所定の傷害総合保険申込書の提出は不要です。	管理作業中や現場見回り、又は賦課金の徴収（往復途上を含む）。

支払限度額と保険料

補償内容			1年間1人あたり 保険料（掛金） ※団体割引ありの場合	1年間1人あたり 保険料（掛金） ※団体割引なしの場合
死亡・後遺傷害	入院保険金（日額）	通院保険金（日額）		
300万円	2,000円	1,000円	12,590円 (準記名式1)	13,220円 (準記名式1)
300万円	3,000円	2,000円	18,620円 (準記名式2)	19,550円 (準記名式2)
200万円	1,500円	1,000円	10,210円 (準記名式3)	10,720円 (準記名式3)
200万円	2,000円	1,500円	13,230円 (準記名式4)	13,890円 (準記名式4)

※各パターン毎の加入人数が20名以上の場合は団体割引の適用がございます。（各改良区毎ではなく全体で）

各土地改良区の加入状況を確認してから団体割引の適否を精査いたします。団体割引が適用できない可能性もございますのでその際はご了承願います。

準記名式（全員付保）契約について

I. 契約の概要

準記名式契約とは、契約締結時に契約者側に被保険者（保険の対象となる方・以下同じ）となりうる者の名簿を備え付けていることを条件として、保険契約申込書への被保険者の記名を省略する契約です。

この準記名式契約でご締結されれば、被保険者の名義変更や個人名義の申し込みが不要となり事務手続きの簡素化ができます。（改良区等からの申込時に加入する人数の報告だけで契約が出来ます。ただし、死亡保険金の受け取りは法定相続人に限定されることと、今回の保険申し込みは連合会会長名義で一括して申し込みを行いますので連合会には名簿を控えておく必要があります。新規加入団体については名簿の提出、既加入団体で名義が変わればその都度報告をお願い致します。）

II. 契約規定

- 1) 保険契約者は大分県土地改良事業団体連合会・被保険者は土地改良区等の構成員（構成員に準ずる者）。
- 2) 対象保険種目は傷害総合保険（管理下中の傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯）となります。

※往復途上の補償は下記のイ、ロの要件のいずれをも充足する場合に限り補償することができます。

- イ 被保険者が土地改良区の管理等に参加する目的をもって住居を出発する前に、被保険者が大分県土地改良事業団体連合会の備える名簿により確定していること。
- ロ 土地改良区の管理等の開催日、開催場所が活動計画表および活動状況に関する実行状況日誌等の客観的資料によりできること。

土地改良施設管理活動中の傷害総合保険の保険料の計算方法

計算方法は今までと変更ありません。

(例) 準記名式1(団体割引あり)の場合

$$\begin{aligned} \text{保険契約される人数} \times \text{上記の保険料(準記名式1)} &= \text{保険料} \\ \underline{3名 \times 12,590円} &= \underline{37,770} \quad (\text{1円単位を四捨五入}) \approx \underline{37,770円} \end{aligned}$$

※保険の内容についてご不明な点は、下記取扱代理店までご照会ください。

※詳しくは別途、大分県土地改良事業団体連合会ご契約についてのしおりをご覧ください。

※事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または弊社までご通知ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできない場合がございますので、十分ご注意ください。

※個人情報のお取扱について

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者及び被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供する事があります。なお、保険医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

(お問い合わせ先)

取扱代理店

株式会社 エージェント別大支店

大分市東春日町17-19 大分ソフィアプラザビル4階

担当 辛島 誠一

TEL : 097-574-5454

FAX : 097-574-5453

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 大分支店 別大支社

大分市末広町2-10-22 損保ジャパン大分ビル6階

ホームページ : <https://www.sompo-japan.co.jp/>

TEL : 097-538-3531

FAX : 097-538-3557